

土佐の「おきゃく」2018イベント参加募集要領

1. 土佐の「おきゃく」2018募集要領

(1) 名称

土佐の「おきゃく」2018

(2) 主催者

土佐の「おきゃく」2018推進会議

(3) 主旨

『ここに人あり、自由あり』

土佐の「おきゃく」は、高知の食、人、文化をキーワードに「土佐の食文化、酒文化」をテーマとした「春の祭り」として、「夏のよさこい」に匹敵する「祭り」を目指して始まりました。この「祭り」は、民間企業・団体が運営の中心となり、官民のコラボレーションによって、イベントを主催する各団体が独立採算で行うことを原則としています。

さらに、土佐の「おきゃく」が「高知の祭り」として県民市民に愛され支持されることで全国的に存在感を高め、結果、県外誘客につなげていくことを目的としています。そのため、息の長い取り組みが必要です。

そうしたことから主催団体の方々とこれまでも協議を重ね、実績を積んできました。しかしながら、開催の回を追うごとに参加者の一部に慣れや既得権意識が生じたり、新規参加者においては主旨・目的の認識不足があったりと、イベント本番におけるルール違反やマナーの低下、実行委員会への不参加、提出物の不備・遅延等が見られるようになりました。こうした行為は、「おきゃく」全体の運営に支障を来すだけでなく、お客様の不興を買ったり、また各種の許可申請手続きにも影響が出ています。土佐の「おきゃく」の継続・発展は、県民市民の支持と関係機関の協力を得られなければ望むべくもありません。

こうした現状を踏まえ、以下の「参加規定」を設けました。土佐の「おきゃく」に参加するすべての団体は規定の遵守を参加条件といたします。

(4) 参加規定

- ① 土佐の「おきゃく」は、各々の企業、団体、グループが主催するイベントの集合体です。参加するためには主催者となるか、それぞれの主催者に加わるか、共催をする必要があります。
- ② 実施するイベント内容は、高知の資源、食材、魅力等を盛り込み、観光誘客に寄与するものとします。
- ③ イベント同士のコラボレーションによってイベントの魅力を増幅させる等、常にイベントのブラッシュ・アップに努めていただきます。
- ④ 主催者は独立採算を前提とし、イベント運営に際し全ての責任を負うものとします。

## (5) 開催期間

平成30年3月3日(土)～3月11日(日)

## 2. 資格要件

- (1) 土佐の「おきゃく」の主旨・目的を理解し「参加規定」を遵守し、これを現場末端まで浸透させた上で、参加すること。また、個々の利益の追求はむしろ奨励するとはいえ、「祭り」全体の運営・継続・発展を妨げてはならない。
- (2) 「食」を扱う団体は、保健所の指導・ルールに則った事前申請内容を遵守し、当日現場で保健所並びに事務局の指導を受けた場合は、直ちに改善すること。また、提供した「食」によって事故・トラブル等が起こった場合には、全て当該団体が責任を負うこととする。
- (3) 道路使用・占有する団体は、高知署及び高知市道路管理課の指導・ルールに則った事前申請内容を遵守し、当日現場で、高知署や高知市道路管理課並びに事務局の指導を受けた場合は、直ちに改善すること。また、道路上で事故・トラブル等が起こった場合には、全て当該団体が責任を負うこととする。
- (4) 各小間の電気容量、販売物等は、事務局に事前申請した内容を遵守すること。事前申請した内容を遵守せず、他の小間に迷惑をかけたか、全体運営に支障を来すことがあってはならない。
- (5) 各会場で事前に設定した開催時間を遵守すること。開催時間を遵守できない団体は、事前に事務局と協議の上、会場変更や参加を見合わせ等の措置を講ずることとする。
- (6) 事務局からの依頼や要請には、指定された期限内に必ず回答もしくは実行することとする。
- (7) イベント主催団体は、土佐の「おきゃく」実行委員会に、開催回数の2/3以上出席(代理出席も可)することとする。
- (8) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等)に該当しない者とする。

参加資格は上記8項目の規定について、全ての要件を満たす者としします。

- ◎ 参加を希望する団体は、土佐の「おきゃく」2018出店申込シート(様式-1)に必要事項を記入の上、上記の規定を遵守する旨の誓約書(様式-2)を添えて、事務局に提出して下さい。提出後、事務局で協議の上、参加の可否を決定しご連絡します。なお、遵守事項に違反した場合、原則として次回の参加資格を失うものとしします。
- ◎ 参加費は1イベントおよび1出店につき1万円(消費税込)です。土佐の「おきゃく」事務局へ指定の期日までにお納め下さい。但し、3万円以上の協賛をされる場合は免除となります。なお、自然災害等で開催が中止になった場合も原則返金は致しません。予め、ご了承ください。
- ◎ 各々のイベント運営上の管理責任に係る、損害賠償保険契約書(複写)の提出を義務付けます。

## 3. 問い合わせ先

〒780-0870 高知市本町3-1-1-4F

土佐の「おきゃく」事務局

TEL 088-823-0989 FAX 088-856-6291

E-Mail [office@tosa-okyaku.com](mailto:office@tosa-okyaku.com) URL [www.tosa-okyaku.com](http://www.tosa-okyaku.com)

\*平日 10 時～17 時、年末年始除く。

#### 4. 提出書類

(1) 土佐の「おきゃく」2018 出店申込シート 様式-1  
(イベント主催者用、土日中央公園・商店街の出店者用に各々シートがあります。)

(2) 誓約書 様式-2

※土佐の「おきゃく」ホームページからもダウンロードできます。

#### 5. 提出先と期限

(1) 提出先 土佐の「おきゃく」事務局

FAX またはメールにてお申し込みください。

誓約書は「写し」を添付し、「原本」は 9 月 14 日に開催予定の『第 2 回 土佐の「おきゃく」実行委員会』にご持参ください。

(2) 提出期限

**平成 29 年 8 月 31 日 (木) 17 時**

以上